

下水道基本料金据え置きで 従量料金体系を改定

市では、下水道普及のため、使用料を20年間変更せず運営してきましたが、市の財政を圧迫していることや未整備地域との均衡を保つため、下水道使用料の見直しを「野田市公共下水道運営審議会」に諮問し、昨年9月、同審議会から、「一般家庭の負担を軽減するため、基本料金を据え置く一方で、基本料金の単価と最高単価との料金差を広げ、段階的な改定を行う」との答申が出されました。答申を受け、市では、下水道使用料改定案を平成19年12月議会に上程し、可決されたことから、4月から下水道使用料を改定します。

公共下水道の建設や維持管理に係る費用は、自然がもたらす雨水の処理は社会全体が利益を受けるので一般財源で、また、家庭や事業所から出る汚水の処理は特定の使用者が利益を受けるので、下水道使用者が下水道使用料で負担するのが原則です。

■2か月あたりの新旧料金体系

(消費税抜き)

	基本料金	従量料金 (1㎡につき)					
		21~40㎡	41~60㎡	61~100㎡	101~200㎡	201~1,000㎡	1,001㎡~
汚水排除量	0~20㎡						
現行	1,800円 (1㎡あたり90円)	95円	105円	120円	140円	160円	180円
20年度	1,800円 (1㎡あたり90円)	107円	120円	139円	171円	205円	242円
21年度		113円	128円	149円	187円	228円	274円
22年度		120円	135円	158円	203円	252円	307円

下水道使用料=基本料金+従量料金+消費税

※使用料は隔月の検針日ごとに2か月分を請求します。
※4月使用分から新料金となりますので、5月検針分(3、4月分)は日割り計算し、使用料を算出します。

■主な水量における2か月あたりの支払い金額の比較 (消費税込み)

汚水排除量	使用料(円)	
	現行	20年度(現行との差額)
0~20㎡	1,890円	1,890円(0円)
30㎡	2,887円	3,013円(126円)
40㎡	3,885円	4,137円(252円)
50㎡	4,987円	5,397円(410円)
60㎡	6,090円	6,657円(567円)

◆**資本費算入率が低下**
汚水処理に係る費用には、「維持管理費」と下水道建設のために借り入れた市債の元利償還金である「資本費」があり、本来は使用料収入から負担すべきものです。しかし、20年間使用料を据え置いてきたことから、近年では、資本費算入率(使用料が維持管理費を100パーセントまかない、さらに資本費に充てられる割合)が、9パーセント程度に留まっている状況です。

◆**3年間で段階的に引き上げ**
下水道使用料の見直しにあたっては、野田市公共下水道運営審議会において審議を進めました。審議会では、①現行使用料設定時には資本費算入率を約25パーセントとし、順次引き上げていくような意見が当時の答申に付されていたものの、近年は9パーセント程度になっていること、②使用料単価が117円台に留まり、近隣市と比較しても低く大きな差が生じていること、③国が、使用料単価が150円に満たない市町村は、引き上げが望ましいとの考えを示していることなどを踏まえ、近隣市の状況も考慮し、資本費算入率を30パーセントとすることにしました。

◆**使用者にはお知らせ票を配布**
新料金での使用料の請求は、本年4月使用分からとなります。なお、使用者の皆さんには、2月と3月の水道メーター検針時に、使用料改定の内容や使用料計算方法、使用料早見表などを記載したお知らせ票をお配りします。

◆**事業運営の効率化に努力**
今回、使用料を改定することにより、一般会計繰入金金を縮減でき、下水道事業特別会計としての健全性が改善されることとなりますが、市では、さらに、効率的な事業運営により建設経費の抑制や維持管理費の節減に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】下水道課